

会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号
並びに会社法施行規則第 190 条に定める書面
(株式交換に関する事後開示事項)

2026 年 1 月 1 日
株式会社椿本チエイン
大同工業株式会社

2026年1月1日

株式交換に係る事後開示事項

(会社法第791条第1項第2号及び第801条第3項第3号

並びに会社法施行規則第190条に定める書面)

大阪市北区中之島三丁目3番3号

株式会社椿本チエイン

代表取締役社長 木村 隆利

石川県加賀市熊坂町イ197番地

大同工業株式会社

代表取締役社長 新家 啓史

株式会社椿本チエイン（以下「椿本チエイン」といいます。）及び大同工業株式会社（以下「大同工業」といいます。）は、2025年5月14日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026年1月1日を効力発生日として、椿本チエインを株式交換完全親会社、大同工業を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関し、会社法第791条第1項第2号及び第801条第3項第3号並びに会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2026年1月1日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

- (1) 会社法第784条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定に基づく請求を行った大同工業の株主はありませんでした。

- (2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過

大同工業は、会社法第785条第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第

161条第2項の規定により、2025年12月11日付で、大同工業の株主に対し、本株式交換を行う旨並びに株式交換完全親会社である椿本チェインの商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしました。

なお、会社法第785条第1項の規定により大同工業に対して株式買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）及び第789条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第3号）

(1) 会社法第796条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

椿本チェインは、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について同第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行ったため、同第796条の2の規定に基づく株式交換差止請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条（株式買取請求）の規定による手続の経過

椿本チェインは、会社法第797条第3項及び第4項並びに社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定により、2025年12月11日付で、椿本チェインの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である大同工業の商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしました。なお、椿本チェインは、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について同第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行ったため、同第797条第1項の規定に基づく株式買取請求に係る手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第799条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の種類及

び数（会社法施行規則第190条第4号）

本株式交換により椿本チエインに移転した大同工業の株式の種類及び数は、普通株式10,096,504株です。

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

- (1) 椿本チエインは、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について同第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した椿本チエインの株主はありませんでした。
- (2) 大同工業は、会社法第783条第1項の規定により、2025年6月24日付で、本株式交換契約について株主総会の承認を得ております。
- (3) 椿本チエインは、本株式交換に際して、本株式交換により椿本チエインが大同工業の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における大同工業の株主（但し、椿本チエインを除きます。）に対して、その保有する大同工業の普通株式1株につき椿本チエインの普通株式0.65株の割合をもって割当交付いたしました。なお、椿本チエインが割当交付した普通株式の数の合計は、6,562,727株です。
- (4) 本株式交換により増加した椿本チエインの資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、以下のとおりです。

資本金 金0円

資本準備金 会社計算規則第39条に定める株主資本等変動額

利益準備金 金0円

- (5) 大同工業は、2025年12月19日開催の取締役会の決議に基づき、基準時の直前の時点において保有していた自己株式768,097株の全てを、基準時の直前の時点をもって消却いたしました。
- (6) 大同工業の普通株式は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において2025年12月29日付で上場廃止となりました。

(7) 椿本チエインは、公正取引委員会から、2025年12月4日付で本株式交換にかかる株式取得に関する計画について排除措置命令を行わない旨の通知を受けました。また、(i)椿本チエインにおいて、ドイツにおける競争法に基づく手続き及び対応を2025年12月4日付で完了し、また、(ii)椿本チエイン及び大同工業においてタイにおける競争法に基づく手続き及び対応を2025年12月25日付で完了したことをもって、国内外の法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等を取得いたしました。

以上